



内閣府

指名停止について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成31年 4月25日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 牛丸 宏
契約管理係長 平良 義弘
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊計 敬三
管理第二係長 池間 秀幸
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) 奥浜組	沖縄県那覇市字銘苅 2 1 1 - 1 ユーカリ那覇 2 0 1

2. 指名停止措置期間：

平成 3 1 年 4 月 2 5 日 ~ 平成 3 1 年 7 月 2 4 日 (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

株式会社奥浜組は、当局発注の「宮古島訓練施設 (H 3 0) 建築工事」において、契約締結後に違算が判明したことにより、現契約額での履行が困難であるとして履行不能届を提出したため、契約が解除されることとなった。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 6 0 年 8 月 6 日付け総会計第 6 4 2 号) 別表第 2 第 1 5 号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第 2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内